

民生委員推薦会に関する規定について

令和6年10月16日

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

民生委員推薦会の委員構成について

平成25年6月14日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次地方分権一括法）が公布・施行され、『民生委員推薦会』の委員の資格と定数は、市町村長の裁量に変更。

○民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）（抄）

改正前	改正後
第八条（略） 2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、<u>次の各号に掲げるもの</u>のうちから、<u>それぞれ二人以内を</u>市町村長が委嘱する。 <u>一 市町村の議会の議員</u> <u>二 民生委員</u> <u>三 社会福祉事業の実施に係のある者</u> <u>四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者</u> <u>五 教育に係のある者</u> <u>六 関係行政機関の職員</u> <u>七 学識経験のある者</u> 3・4 （略）	第八条（略） 2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

○民生委員法施行令（昭和二十三年政令第二百二十六号）（抄）

改正前	改正後
第六条 民生委員推薦会に幹事及び書記<u>各々三人以内</u>を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。 2 （略）	第六条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。 2 （略）

民生委員推薦会の委員構成について＜参考＞

○民生委員・児童委員の選任について

（平成22年2月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知）（抄）

改正前	改正後
第4 民生委員推薦会 民生委員・児童委員の委嘱手続に<u>あたっては</u>、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）によるところが大きい<u>ため</u>、推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条の<u>外</u>、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の<u>外</u>、それぞれ次の事項も<u>考慮し</u>、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うよう管内市町村長に周知すること。 1 推薦会委員の委嘱 （1）市町村長は、政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。 （2）新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。 （3）<u>議会の議員が議員の資格以外の資格で推薦会委員となることは、法第8条第2項の趣旨に反するのでこれを避けること。</u> （4）<u>推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。</u> （5）推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。 （6）推薦会委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、<u>民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。</u> （7）推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。	第4 民生委員推薦会 民生委員・児童委員の委嘱手続に<u>当たっては</u>、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）によるところが大きい<u>ため</u>、推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条の<u>ほか</u>、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の<u>ほか</u>、それぞれ次の事項も<u>参考として</u>、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うよう管内市町村長に周知すること。 1 推薦会委員の委嘱 （1）市町村長は、政治的その他の利害関係で<u>推薦会委員を</u>委嘱してはならないこと。 （2）新たに<u>推薦会委員を</u>委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。 （3）<u>推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。</u> <u>（4）推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。</u> （5）推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。 （6）推薦会委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、<u>現在、民生委員である者が推薦会委員に委嘱された場合には、その者が民生委員・児童委員に推薦されることは、差し支えないこと。</u> （7）推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

選任に関する留意事項と推薦会準備会について＜参考＞

- 民生委員推薦会は、自治会を含む、多方面から幅広く推薦を得ることが努力義務とされている。
- 市町村の区域が広域である場合、地域の実情に通じた者による選定補助を行うために、推薦会準備会を設置できる。

○民生委員・児童委員の選任について

（平成22年2月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知）（抄）

第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
- 3 **民生委員推薦会が**都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、**自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得る**など、人材の確保に努めること。

第4 民生委員推薦会

1～2 （略）

3 推薦会準備会の設置

市町村の**区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会**（以下「準備会」という。）を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。